

第五号書式(第16条の2第1項関係)地代・家賃弁済金銭供託の供託書正本

(注) 1. 供託金額の冒頭に¥記号を記入すること。
なお、供託金額の訂正はできない。
2. 副本は折り曲げないこと。

供託書(地代・家賃弁済)

申 請 年 月 日	年 月 日	法 令 条 項	民法第494条		年度金第 号						
供 託 所 の 表 示		供 託 の 原 因 た る 事 実	契 約 内 容	賃 借 の 物							
供 託 所 者 氏 名	(代理人による供託のときは、代理人の住所氏名を も記載すること。)										
被 住 供 所 託 氏 者 名 の											
1. 供託により消滅すべき質権又は抵当権 2. 反対給付の内容	支 払 場 所		賃 料	円	支 払 日						
供 託 金 額	百	十	万	千	百	十	円	供 託 す る 賃 料	年	月	分
								1. 年 月 日 提供したが受領を拒否された。			
								のため 2. 受領することができない。 3. 受領しないことが明らかである。 4. 債権者を確知できない。			
								備 考			

上記供託を受理する。

供託金を 年 月 日までに日本銀行 における供託所口座
に払い込まれたい。同日までに払い込まないときは、この決定は効力を失う。

又は

上記供託を受理する。

供託金の受領を証する。

若しくは

上記供託を受理する。

年 月 日

法務局

供託官

印

受入書式
上記供託金の受入れを証する。
年 月 日
日本銀行

印

供託金の受領を証する。
年 月 日
法務局
供託官

印